

第47回 我孫子市放射能対策会議 会議概要

- 【場 所】 市長応接室
- 【日 時】 平成26年10月23日（金）14：30～
- 【出席者】 市長、副市長、水道局長、総務部長、企画財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども部長、環境経済部長、環境経済部参与、都市部長、建設部長、教育委員会総務部長、秘書広報課長、健康づくり支援課長、保育課長、クリーンセンター長、手賀沼課長、農政課長、下水道課長、公園緑地課長、教育委員会総務課長、放射能対策室長

（報告事項）

（1）放射線量測定結果及び放射能に関する対応について

（各課）

- ・特に無し。

（2）指定廃棄物の一時保管に係る千葉県・関係5市担当部長会議について（クリーンセンター）

- ・10月14日に開催された千葉県と関係5市の担当部長会議において、千葉県は、手賀沼終末処理場での指定廃棄物の保管期限（平成27年3月31日）までに最終処分場が確保されることは困難と判断し、松戸市・流山市・柏市に対して、期限までに指定廃棄物を持ち帰るよう要請した。
- ・指定廃棄物の持ち帰りに関する3市の状況は次のとおり。
 - 松戸市…12月頃からクリーンセンターの建屋内に搬入。
 - 流山市…千葉県と相談しながらクリーンセンターに搬入。
 - 柏市…現時点で保管場所は未定。住民説明会において、クリーンセンターに持ち込んだ場合、永久保管になることを心配する声上がり、不安を払しょくするため、本日（10/23）、柏市長が環境副大臣に要請を行った。
- ・千葉県に、指定廃棄物が運び出された後の建屋の有効活用について問い合わせたところ、①目的外使用であること、②倉庫としての基準で建設したため、フットサル場やテニスコートとして使用する場合は設置し直す必要があること、③既に取り壊す費用が国から交付されていること、などを理由に、活用は無理との回答があった。
- ・千葉県は、協定書で定めている期限（平成27年3月31日）は、あくまで指定廃棄物の保管期限であり、原状回復まで含むものではないという考え。

(3) 県内9市情報交換会について（放射能対策室）

- ・我孫子市を含む県内22市等と千葉県が、9月12日に東京電力に提出した原子力損害賠償に関する質問状に対して、10月15日に東京電力から回答があった。
- ・10月16日に開催された県内9市（我孫子市、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）情報交換会において、東京電力から各市に提出のあった回答の内容について確認し合ったが、いずれもこれまでに東京電力が示している見解と変わらず、特に懸案となっている除染費用や人件費に関して前進回答は得られなかった。
- ・今回の回答を受けて、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介の申し立てに向け、9市で連携していくことを確認した。
- ・9市のうち、現時点で申し立てることを決定しているのは、松戸市、柏市、印西市、白井市。我孫子市、野田市、佐倉市、鎌ヶ谷市は申し立てる方向で検討しており、流山市は未定。
- ・申し立てを決定・検討している市のなかで、鎌ヶ谷市以外は申し立て時に議決を経る考えで、松戸市は平成27年3月議会に議案の提出を予定している。

(4) 自主的除染に係る費用の賠償について（放射能対策室）

- ・東京電力が、個人や法人による自主的除染に要した費用の賠償受付を、9月18日に開始した。
- ・平成23年3月11日から平成24年9月30日までに実施した除染が対象。
- ・請求にあたっては、東京電力の福島原子力補償相談室（コールセンター）に問い合わせ、請求書や必要な書類を用意。希望する方には、東京電力千葉補償相談センターの職員を派遣し、個々に対応する体制をとっているとのこと。
- ・広報あびこ10月16日号とホームページに情報を掲載し、市民への周知を図っている。
- ・私立の保育園、幼稚園では、自己負担で除染を行っているところもあり、今後、各園に情報提供を行っていく。

(5) 環境省への緊急要望（専門家会議での議論を受けて）について（放射能対策室）

- ・柏市の平成26年9月議会において、「放射線から地域の安全と子どもたちの健康を守る対策について」という請願が採択された。
- ・その請願の主旨のなかに、「子ども・被災者支援法に基づく環境省の健康管理に関する専門家会議において、関東の汚染状況重点調査地域についても具体的な対策が示されるよう要請してほしい」というものがあり、今回の要望活動は、これを受けて汚染状況重点調査地域に指定されている県内9市が連名で行うもの。
- ・要望事項は次の4点。
 - 1 子ども・被災者支援法に基づく健康管理並びに医療施策に関する支援は、千葉県9市を含む汚染状況重点調査地域において、すべての住民が実情に則した適正な検査や医療を選択できるようにすること

- 2 上記について、専門家会議において具体案の議論がなされるよう引き続き検討を進めること
 - 3 また、上記施策の検討にあたっては、広く住民の意見を反映するとともに、その過程を透明性の高いものとする
 - 4 子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は、全額国が負担すること
- ・ 10 月中に 9 市で要望書を取りまとめ、11 月中旬に環境省に提出する予定。